

議案第 8 2 号

狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例（平成 9 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 3 0 条」を「第 4 0 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。